

八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業 参加団体募集要項

第1章 募集の目的

八王子市（以下「市」という。）では、平成28年3月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、従来の介護保険サービスとあわせて、地域の多様な主体が実施する生活支援サービス（日常生活における多様な困りごとの支援）を、必要な方に過不足なく提供できる体制整備を行っています。

この生活支援サービスを充実するにあたり、要介護認定を受けた方を含む65歳以上の高齢者に対する軽度な生活支援の提供や生活支援に加えて通いの場運営や介護予防の取組み等、団体の創意工夫による多様な地域活動に協力いただける団体を募集します。

第2章 事業概要

住民ボランティア等が主体となり、支援が必要な高齢者に対して軽度の生活支援を提供する団体を市が審査・登録し、運営に必要な経費にあてるための補助金（「第5章 補助金の交付等」参照）を交付します。

この補助金の交付を受け、団体が実施する事業内容は以下のとおりです。

1 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 生活支援の提供（必須）

要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者の自宅において、訪問型生活支援サービス（高齢者の日常生活における多様な困りごとに対する軽度な生活支援）を提供する。

■活動内容の例

生活支援サービスの内容は、介護予防を目的とした多様な生活支援にかかる活動であることを前提に、地域の状況に合わせて、団体が決定できます。

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、傾聴、電球交換、家具や電気機器の修理、パソコンや電気機器等の操作補助 等

（利用者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な生活支援を広く対象とします。内容について判断に迷う場合は、問い合わせ先または生活支援コーディネーターまでご連絡ください。）

※ サービス提供団体として登録後、利用者の受け入れ等に関する流れについては、別紙「八王子市住民主体による訪問型生活支援サービス事業のサービス提供の流れについて」を参照してください。

(2) 団体の創意工夫による多様な活動（任意）

生活支援の提供と連動し、地域住民の自立した生活環境の維持又は向上を図るため、地域資源を活用した通いの場の運営や介護予防の取組、地域課題の解決に向けた活動等、自らの創意工夫により多様な活動を行う。（活動の具体的内容については、生活支援コーディネーター（※）

にご相談ください。)

※生活支援コーディネーターによる活動支援

生活支援サービスをはじめ、住民が地域のためにやりたいこと、できることを一緒に考え、サポートするのが生活支援コーディネーターです。市ではこの生活支援コーディネーターを地域毎に配置し、地域における様々な助け合い・支えあい活動を一緒に考え、地域のニーズの把握や必要とされる生活支援サービスを提供する仕組みづくりなどを通じ、地域活動の支援を行っています。

本補助金の活用した活動を検討されている団体や補助を受けて活動する際の相談等は生活支援コーディネーターへご連絡ください。

2 介護予防・生活支援サービス状況の報告

サービスの提供状況について、月ごと市に報告（利用回数や利用内容等）する。

3 関係機関との連携

サービスを提供したことによる効果や利用者の感想等について、市からの求めに応じて意見交換を行う。

4 助け合いコーディネーターの配置

市をはじめとする関係機関との連絡調整を行う者として、助け合いコーディネーターを1名以上指名し、市等が主催する会議等へ参加依頼があった場合、協力する。また、日頃より地域課題やニーズの把握に努め、団体の活動に反映させるとともに、生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題解決に向けた取組みに協力する。（生活支援コーディネーターに対し、サービス提供団体の活動状況や地域課題の共有を目的とした定期的な情報交換を原則月1回以上実施する。）

第3章 応募要件

参加団体及び団体に所属する従事者の要件は以下のとおりです。

1 団体及び従事者の要件

団体の要件	従事者の要件
<p>要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供し、次に掲げる条件を満たす団体</p> <p>(1) 市内で活動する構成員が5人以上の団体</p> <p>(2) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体</p> <p>(3) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体</p> <p>ただし、八王子市暴力団排除条例(平成24年12月6日条例第45号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が構成員となっている団体又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体を除く。</p>	<p>有償または 無償ボランティア</p>

※ 利用者負担の有無は問いません。(団体にて決定します。)

2 研修の受講

市が実施する地域の助け合い活動応援講座を受講または、地域の助け合い活動(生活支援)活動スタッフ向け実践ガイドを活用し基礎的な知識を習得すること。(詳細は協力団体に決定した際に別途お知らせします。)

第4章 応募・選定方法

1 応募スケジュール

(1) 募集要項等の周知及び配布

市ホームページ及び市役所1階24番窓口(高齢者いきいき課)で本要項を配布します。

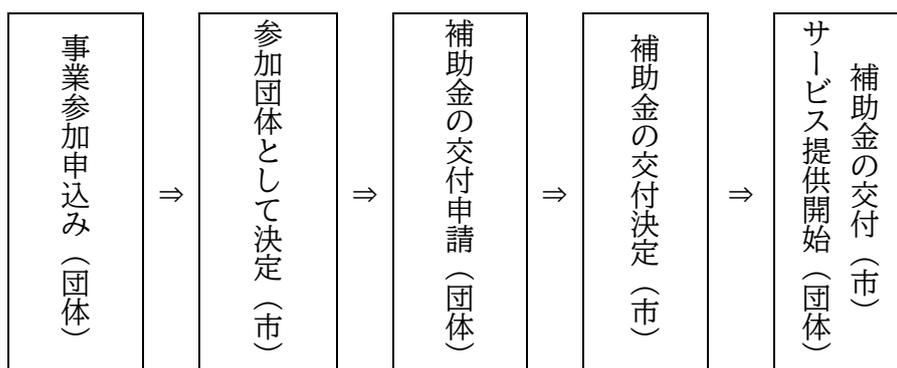
※必要に応じて生活支援コーディネーターが訪問して説明いたします。

(2) 募集期間

予定数に達するまで随時募集

(3) 補助金交付までの流れ

補助金の交付までの流れは次のとおりとなります。なお、補助金の交付にかかる申請等にかかる手続きについては、市が事業参加団体として決定した後、別途お知らせします。



2 応募方法

(1) 生活支援コーディネーターへのご相談

応募をご検討の場合、まずは生活支援コーディネーターにご相談ください。活動の概要や不明点等を伺いながら、活動開始までの準備をサポートします。

(2) 応募書類

以下のアからエの書類を全て提出してください。

ア. 参加申込書（第1号様式）

イ. 活動者名簿（第2号様式）

ウ. 活動内容がわかる書類（チラシ等）

エ. 団体の会則

※補助金申請に必要な書類は参加団体として決定後別途ご提出いただきます。

(3) 応募書類の提出

上記書類に必要な事項を記入し、付属資料とあわせて、市役所1階福祉部高齢者いきいき課まで直接提出してください。（郵送不可）

(4) その他留意点

提出された書類は、理由を問わず返却しません。また、書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とします。

3 選定方法

書類内容及び実施内容の聞き取り（必要な場合のみ）に基づき、市が住民主体による介護予防・生活支援サービス提供団体として参加が適当であるかを審査します。

(1) 選定の視点

ア. 提供するサービス内容の妥当性について

イ. 実施要綱第4条に規定する要件及び募集要項に基づく応募要件の妥当性について

ウ. その他、本事業の参加に必要な事項について

(2) 審査結果の通知

審査結果については、別途書面にて通知いたします。

4 サービス提供開始月

サービス提供開始月については、4月を除き、原則毎月20日以前に応募書類の提出があった場合、翌月より開始、20日以降に応募書類の提出があった場合は翌々月より開始とします。

5 参加団体の公表

参加団体の概要や活動実績等について、随時市のホームページやリーフレット等で公表いたします。

第5章 補助金の交付等

1 補助金の内容

生活支援サービスの提供にかかる運営を支援するため、八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助要綱（以下、「補助要綱」）に基づき、市が補助金を交付します。

【補助項目】

補助対象経費		月あたりの 上限額	
基準額	事務作業及び利用者のサービス調整にかかるコーディネーター等にかかる人件費（物品購入費、印刷費、交通費、光熱水費、通信費、保険料、賃借料、会場使用料、研修講師等謝礼等実施要綱第2条に定める目的のために行われる多様な生活支援に必要な経費を含む）	30,000 円/月	
加算	活動エリア加算	活動エリアを生活支援の活動範囲を市内全域とする場合に基準額に準じて加算	10,000 円/月
	地域状況把握加算	地域課題を把握するためのアンケート調査や地域資源調査、生活支援のニーズ把握等を行う場合に基準額に準じて加算	10,000 円/月
加算	賃借料加算	家賃（敷金・礼金含む）、コピー機等の賃借にかかる経費に応じて加算。	20,000 円/月
	車両を利用した生活支援実施加算	車両を活用した生活支援（買物・外出付き添い等）を実施する場合、次の経費に応じて加算 （1）自動車の賃借料（個人所有車両を除く） （2）保険料（個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く） （3）安全運転講習受講にかかる費用 （4）駐車場代の実費	①月 1～3 回実施する場合 5,000 円/月
			②月 4～6 回実施する場合 10,000 円/月
			③月 7 回以上実施する場合 20,000 円/月
通いの場加算	実施要綱第3条第3項及び第7条に定める「通いの場」を生活支援と一体的に運営する場合の事務経費に応じて加算。ただし、「八王子市ふれあい・いきいきサロン支援事業補助金」の交付を受けて活動しているものを除く。	補助期間の月数に相当する回以上開催する場合 10,000 円/月	
地域課題チャレンジ加算	上記通いの場の運営のほか、実施要綱第7条に定める多様な活動を行う場合の事務経費に応じて加算。 なお、詳細については市が別に定める。	10,000 円/月	

※ 食材料費、調理費並びに建築工事に充てることはできません。（詳細は市または生活支援コーディネーターにお問い合わせください。）

※ 加算による補助上限額は月額 50,000 円とします。

2 補助申請等の手続きの内容

(1) 補助金交付申請

事業参加団体に決定後、補助要綱に規定する申請書類をご提出いただきます。補助金申請の流れ等の詳細については、事業参加団体に別途お知らせします。

(2) 補助対象期間

サービス提供開始月から当該年度末までとします。

(3) 補助金の支払い

交付決定後、請求書の提出に基づき、年度末までの費用を概算払いにより、指定する口座に補助金を交付いたします。

(4) 補助金の精算

補助対象期間終了時において、実際に事業に要した費用及び活動実績等を確定し、補助額を精算することとします。

なお、補助対象期間中、何らかの理由により事業が途中で中止となった場合においても、実施月数に応じて補助額を日割りにより精算します。

第6章 その他

(1) 普及啓発にかかる取組みへの協力

市では、地域における助け合いの活動を推進するためのシンポジウムの開催等、地域の助け合い活動に対する普及啓発の取組みを行っています。

選定された団体には、この普及啓発にかかる取組みの中で日頃の活動や運営における課題などに関する報告をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 活動保険の加入

市は介護予防・生活支援サービスを安心・安全に提供又は利用できるよう、その活動を保証範囲とする保険に加入しています。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒192-8501

八王子市元本郷町 3-24-1（市役所本庁舎 1階 24番窓口）

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

電話：042-620-7243 / FAX：042-623-6120

E-mail：b440300@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ：https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/001/houmon_b.html

<本補助金の活用に関する相談等>

八王子市生活支援コーディネーター

（高齢者あんしん相談センター受託法人へ業務を委託しています。各地区を担当するセンターへご連絡ください。）

センター名	所在地	電話番号	FAX番号
旭町	旭町8-10 比留間ビル3階	電話 648-8331	FAX 648-5260
追分	追分町7-17シティコート西八王子1階	電話 686-1713	FAX 686-1783
大横	大横町11-35 大横保健福祉センター4階	電話 634-8666	FAX 634-8880
大和田	大和田町4丁目5番4号 グローイングシティ大和田 J002号	電話 649-3280	FAX 649-3281
子安	子安町4-10-9 西村ビル4階	電話 649-6020	FAX 649-6021
中野	中野上町4-27-4 ポナールHONDA1階	電話 620-0860	FAX 620-0861
石川	石川町481 石川事務所内	電話 631-0071	FAX 631-0072
加住	加住町1-170-2 加住事務所内	電話 692-3211	FAX 692-3467
高尾	東浅川町551-1 東浅川保健福祉センター2階	電話 668-2288	FAX 668-2298
館	館町156 館事務所内	電話 673-6425	FAX 673-6561
長房	長房町340-12 コピオ長房2階	電話 629-2530	FAX 629-2577
めじろ	めじろ台2-55-5	電話 669-3070	FAX 667-1186
恩方	下恩方町3395 恩方事務所内	電話 659-0314	FAX 659-0315
川口	川口町908-1 川口事務所内	電話 654-5475	FAX 654-5476
元八王子	大楽寺町419-1 元八王子事務所内	電話 623-1021	FAX 623-1022
もとはち南	元八王子町2-1964-2 宮崎ビル 101	電話 673-6241	FAX 673-6482
由井	片倉町119-4 由井事務所内	電話 632-6331	FAX 632-6352
長沼	長沼町1302-1 都営長沼第二アパート16号棟1階	電話 648-4340	FAX 648-4323
由木	下柚木2-10-6 由木事務所内	電話 679-1114	FAX 670-2212
南大沢	南大沢2-17-5	電話 678-1880	FAX 678-1889
由木東	鹿島111-1 由木東事務所内	電話 689-6070	FAX 689-6071

「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス」としてのサービス提供の流れ

「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業」に登録いただいた団体には、今現在行っている活動そのままに、同様のサービスを要支援の認定を受けた方（利用者の状態に応じて）にも提供していただきます。

要支援等の認定を受けた方の中には、ケアマネジャーが作成する「ケアプラン※」の写しを持参される方がいます。

ケアプランには、その方の状態や自立に向けた目標に基づき、利用したいサービスの内容が記入されていますので、ご確認ください。

※ ケアプランとは

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

【ケアプランでサービスを利用する方の流れ（概要）】

	要支援1・2等の方でケアプランを持参する方の流れ
1 サービス利用の申込み	ご本人（家族）が、直接団体に利用申込みを行います。 ※ 場合によっては高齢者あんしん相談センターや担当ケアマネから事前に利用の連絡等があります。
↓	
2 利用提出物	利用者がケアプランを持参する場合がありますので、その方の目標や必要な支援内容等を確認します。 ※ ケアプランは確認後、本人に返却してください。
↓	
3 サービス提供開始	団体の活動範囲でサービスを提供いただきます。 ※ 利用料は団体が直接利用者に請求してください。
↓	
4 サービス提供中及び提供後	利用者の心身に気になる変化等があった場合は、高齢者あんしん相談センター等に情報提供を行います。 また、高齢者あんしん相談センター等から利用者の様子について問い合わせがあった場合は、ご対応いただきます。